

# 熊本県公報

第 1 2 3 5 6 号 平成 26 年 10 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

# 目 次

□	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定・・・・・・・(社会福祉課金は100円間は日本の規定による指定介護機関の指定・・・・・・・・(社会福祉課金は100円間は100円間による。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	(1)
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更・・・・・・・ ( "	) 3
( ) 直 路 の 区 域 変 更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( 直 路 保 全 課	(1)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	-
<b>帰国後の自立の支援に関する注律においてその例に上るもの</b>	
とされた生活保護法の規定による施術者の指定・・・・・・・・(社会福祉課 〇指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・(高齢者支援課 〇指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・( ″	(1) 4
○ とこれに工作体ではの機定によるが他間有の相定 (性云間便解	5
○111111111111111111111111111111111111	:) 5
○情度が護すりずして不事業者の情度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	_
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課	5
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・( ""	) 5
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課	(1)
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課	(1)
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(	) 6
○ 保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 7
○ 医女性的 日本 医多种 人名英格兰 医多种	1) 7
○ 「	:) (
公 告 ○国土調査成果の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 7
〇都中計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・(建築課	(1) 7
〇都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃	) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃	) 8
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計画課	(!)
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・ (農地・農業振興課	(!)
○都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催・・・・・・・ (都市計画課	i) 9
○都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催·······(都市計画課 ○都市計画法による開発行為工事完了公告·······(建築課	1) 10
登載依頼	.) 10
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○公立人子伝入熊本県立人子の平成20事業平及に休る別務的	.) 10
表····································	10
○公立大学法人熊本県立大学の平成25事業年度に係る財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○ 定時登録における直接請求の連署基準数・・・・・・・・・・ ( ""	) 27
○ 菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	
··················(菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会	27

#### 告 示

# 熊本県告示第943号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社高瀬合同タクシー	有限会社高瀬合同タクシー	平成26年7月7
玉名市築地1268番地1	玉名市築地1268番地1	日
生活サポート陽楽	有限会社陽楽	平成26年9月3
菊池市泗水町永2496番地12	菊池市豊間1236-1	
ヘルパーステーション 松幸	社会福祉法人創友会	平成26年8月1
宇城市松橋町西下郷544番地	玉名市横島町横島2381番地	日 日
(通所介護)	1	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスいなさの郷	合同会社光	平成26年9月1
玉名郡玉東町稲佐516番地3	玉名郡玉東町稲佐516-3	
(通所リハビリテーション)	T-11 415 T-17 VI 111 TT 0 T 0	Н
事業所の名称及び所在地		指定年月日
村上医院		平成26年8月2
上天草市姫戸町姫浦2528-6		5日
(短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ユニット型特別養護老人ホーム	社会福祉法人 不動会	平成26年4月1
一本松ショートステイ	山鹿市鹿本町津袋450番地	日
山鹿市鹿本町津袋450番地		
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護ひまわり	社会福祉法人 光栄会	平成26年9月4
章北郡津奈木町大字小津奈木21	葦北郡津奈木町大字小津奈木2	
20番地62	120番地62	
(認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 西城園	社会福祉法人 順風会	平成26年9月1
宇土市戸口町906番地	宇土市下網田町1905番地	日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社高瀬合同タクシー	有限会社高瀬合同タクシー	平成26年7月7
玉名市築地1268番地1	玉名市築地1268番地1	日
生活サポート陽楽	有限会社陽楽	平成26年9月3
菊池市泗水町永2496番地12	菊池市豊間1236-1	日
ヘルパーステーション 松幸	社会福祉法人創友会	平成26年8月1
宇城市松橋町西下郷544番地	玉名市横島町横島2381番地	日
	1	
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスいなさの郷	合同会社光	平成26年9月1
玉名郡玉東町稲佐516番地3	玉名郡玉東町稲佐516-3	日
(介護予防通所リハビリテーション		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
村上医院		平成26年8月2
上天草市姫戸町姫浦2528-6		5 目
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ユニット型特別養護老人ホーム	社会福祉法人 不動会	平成26年4月1
一本松ショートステイ	社会福祉法人 不動会 山鹿市鹿本町津袋450番地	平成 2 6 年 4 月 I    日
1 1 2 1		

(介護予防小規模多機能型居宅介護		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護ひまわり	社会福祉法人 光栄会	平成26年9月4
葦北郡津奈木町大字小津奈木21	葦北郡津奈木町大字小津奈木2	日
20番地62	120番地62	
(介護予防認知症対応型共同生活介	護)	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム 西城園	社会福祉法人 順風会	平成26年9月1
宇土市戸口町906番地	宇土市下網田町1905番地	日
(地域密着型介護老人福祉施設)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模特別養護老人ホームつなぎ	社会福祉法人 光栄会	平成24年11月
の里	葦北郡津奈木町大字小津奈木2	1 日
葦北郡津奈木町大字小津奈木21	120番地62	
20番地62		
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアプランセンター アンジュ	合同会社杏樹会	平成26年8月7
玉名市岱明町野口2456番地1	玉名市岱明町野口2456番地	日
	1	

熊

#### 熊本県告示第944号

度本保育示第9445 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の担定により生元する。 された生活保護法第55条の2の規定により告示する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
鹿本医師会福祉看護セ	山鹿市山鹿332番	事業月	· 听名称	平成26年4
ンター	地 1	鹿本郡市医	鹿本医師会	月1日
		師会福祉看	福祉看護セ	
		護センター	ンター	
鹿本医師会福祉看護セ	山鹿市山鹿332番	事業所	所在地	平成26年4
ンター	地 1	山鹿市山鹿	山鹿市山鹿	月1日
		1 2 2 番地	3 3 2 番地	
		9	1	
(居宅療養管理指導)				
介護機関名称	介護機関所在地	変更	事項	変更年月日
		旧	新	
阿蘇中央薬局	阿蘇市黒川1249	事業所	所在地	平成26年8
		阿蘇市黒川	阿蘇市黒川	月 6 日
		1 1 1 0 -	1 2 4 9	
		1		
(介護予防居宅療養管理	指導)			
介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
阿蘇中央薬局	阿蘇市黒川1249	事業所	所在地	平成26年8
		阿蘇市黒川	阿蘇市黒川	月 6 日

		1 1 1 0 -	1 2 4 9	
		1		
(居宅介護支援事業者)		•	•	
介護機関名称	介護機関所在地	変更	事項	変更年月日
		旧	新	
鹿本医師会福祉看護セ	山鹿市山鹿332番	事業月	· 听名称	平成26年4
ンター	地 1	鹿本郡市医	鹿本医師会	月1日
		師会福祉看	福祉看護セ	
		護センター	ンター	
鹿本医師会福祉看護セ	山鹿市山鹿332番	事業所	所在地	平成26年4
ンター	地 1	山鹿市山鹿	山鹿市山鹿	月1日
		122番地	3 3 2 番地	
		9	1	

# 熊本県告示第945号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

_	I 人旦 ルロ マン 1 生 カ	SA PHANT HA	文 6 色 次 6 及 久 方 3 色 向 寸				
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅 員	延長	備考
				後	(メートル)	(メートル)	
	一般国道	2 1 9 号	人吉市東間上町字前田		15.5		2 4 条
			2837番1地先から	前	$\sim$	99.0	工事
			同所		18.5		
			2841番1地先まで		15.5		
				後	$\sim$	99.0	
L					21.9		

2 区域を変更する期日 平成26年10月3日

#### 熊本県告示第946号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
ともち未来病院	社会医療法人黎明会	短期入所	平成26年1
			0月1日
下益城郡美里町洞岳13	宇城市松橋町久具691		
0 8	番地		
	清水 寛		

# 熊本県告示第947号

無法に、 (昭和25年法律第144号)第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成26年10月3日

(施術者〔柔道整復師〕)

島 熊本県知事 郁 夫

施術者の氏	- 名 施術所 σ	名称	施術所の所在地	指定年月日
田口 昌弘	甲斐整骨院	山鹿	山鹿市大橋通201番地	平成26年4月1日
	院			

#### 熊本県告示第948号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成26年10月3日

熊本県知事	蒲	島	郁	#
黑个 尔 州 于	7円3	147	.1115	

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社山鹿へ	デイサービスこ	山鹿市山鹿10	平成26年	通所介護
ルスケアセンタ	もれび	$0 - 1 \ 0$	10月1日	
<u> </u>				

# 熊本県告示第949号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示 する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲	i 島 郁 夫
---------	---------

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社山鹿へルスケアセンター	デイサービスこ もれび	山鹿市山鹿10 0-10	平成26年10月1日	介護予防通所 介護

#### 熊本県告示第950号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。 平成26年10月3日

能本県知事 藩 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
グループホーム事業所	社会福祉法人 濵友会	共同生活援助	平成26年1
ひまわりの里	玉名郡長洲町清源寺32		0月1日
玉名郡長洲町清源寺32	4 6		
4 6	濵田 悍		

#### 熊本県告示第951号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

			V// 1 >14.5m, 1. 110 Feb	1317
	事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
		務所の所在地及び代表者		
		の氏名		
ſ	グループホーム事業所	社会福祉法人 濵友会	短期入所	平成26年1
	ひまわりの里	玉名郡長洲町清源寺32		0月1日

玉名郡長洲町清源寺32	4 6	
4 6	濵田 悍	

#### 熊本県告示第952号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類 路線名及び供用を開始する区間等

I 旦時の種類、時候有及の併作の知りの色用等							
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考			
			(メートル)				
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字獨塩	29.0	防安交			
		屋		(改築)			
		423番6地先から					
		同所					
		423番6地先まで					

供用を開始する期日 平成26年10月3日

#### 熊本県告示第953号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 球磨郡水上村大字江代字上屋敷2050番1、2051 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字上屋敷2050番1・2051番1 (以上2筆について次の図に示す部分に限

る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置い て縦覧に供する。)

# 熊本県告示第954号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島郁夫

- 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町多久字宮原1129番1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮原1129番1(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第955号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月3日

熊本県知事

1 保安林予定森林の所在場所 球磨郡山江村大字万江丙字西大川内182番20、182番31から182番36まで、214番5、214番29、214番31

- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字西大川内214番5、214番29、214番31、182番20・182番 31から182番34まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置い て縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第956号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定に より特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により公示する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁

事業者の名称及 び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービス の種類
一般社団法人 水俣市芦北郡医 師会 水俣市八幡町二 丁目1番33号	介護老人保健施 設 やすらぎ苑 水俣市浜405 1番地	4 3 1 1 0 0 2 0 9	平成26年 9月26日	介護老人保健施設

#### 公 告

# 熊本県公告第506号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土 調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

			V/// - 1 - 5   4 - 5   4 - 1	. 1114	117	1114		
調査を行っ	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認	証	年	月	日
た者の名称								
山都町	平成24年度から	二瀬本の全部	地籍図及び	平成 2	6 年	9 月	2 2	2 日
	平成25年度まで		地籍簿					
山都町	平成24年度から	二津留の全部	地籍図及び	平成 2	6 年	9 月	2 2	2 月
	平成25年度まで		地籍簿					
高森町	平成23年度から	大字矢津田の一部	地籍図及び	平成2	6 年	9 月	2 2	2 日
	平成24年度まで		地籍簿					

# 熊本県公告第507号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市豊岡字須屋久保1900番6及び同1900番191 4,896.16平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 山口県宇部市大字東須惠字大浴320番地の1 社会福祉法人 むべの里

熊本県公告第508号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年10月3日

> 熊本県知事 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 上益城郡益城町大字砥川字宮園2104番 480.12平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区御領七丁目2-43-101 金子

熊本県公告第509号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島が大

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 玉名市上小田字徳丸520番1、同520番3、同521番、同522番、同524 番、同525番、同525番2、同526番、同526番2、同528番、同529番、 同530番、同531番、同532番、同533番、同533番2、同534番、同5 35番、同535番2、同536番、同537番、同538番2、同539番、同54 0番、同541番、同542番、同543番、同544番、同545番、同546番、同547番、同548番1、同548番4、同572番1、同573番、同574番、同584番、同585番、同586番1、同586番2、同587番、同588番1、同588番2、同589番、同590番、同591番2、同591番2、同592番。 同593番、同594番、同595番、同596番、同601番、同字榎町402番3、 同403番3、市道の一部及び水路の一部 34,930.12平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 玉名市山部田218番地1 株式会社フンドーダイ五葉

熊本県公告第510号 玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により 公告する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	前田 昇	玉名市横島町共栄406番地
就任		
理事	髙瀬 誠一	玉名市横島町共栄401番地

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号) 第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成26年10月3日から同月16日までの間、熊本県農 林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

賃借権 0	)設定等を受ける者	- 賃借権の設定等を受ける土地		
氏名又は名称	住 所	具信権の設定寺を支げる土地		
坂本 正信	玉名市小浜	玉名市滑石字久々牟田147番他2筆		
下川 満治	玉名市津留	玉名市下字中津留618番1他1筆		
亀丸 弘一	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町竹崎字笑手4番		
澤村 哲志	玉名市石貫	玉名市玉名字道ノ下1127番		

申請年月日

平成26年9月17日

# 熊本県公告第512号

都市計画の案を作成するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則(昭和45年熊本県規則第47号)第2条の規定により 公聴会を次のとおり開催する。

平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

1

平成26年11月9日(日)午前10時から正午まで ただし、公述の申出がない場合は開催しない。

場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁行政棟新館2階201会議室 意見を求める都市計画の素案(これらの素案の添付は省略し、平成26年10月3日 (金) から平成26年11月4日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)4の 閲覧場所において閲覧に供する。)
  - 熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (素案) (1)
  - 熊本市以外の熊本都市計画区域区分の変更 (素案)
- 閲覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術 管理課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、合志市事業部都市計画 課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課

公述の申出について

熊本都市計画区域内(熊本市を除く。)に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。 (1) 持参により提出する場合

来る11月4日(火)午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、 熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術管理課、熊本県県北広域本部菊池地 域振興局土木部技術管理課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画 課、嘉島町建設課又は益城町都市計画課に提出すること。

郵送又は電子メールにより提出する場合

来る11月4日(火)必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出する

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがあ る。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当 該範囲を超えてはならない。

傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制 限することがある。

公聴会に関する問合せ先

熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術 熊本県土木部道路都市局都市計画課、 管理課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、合志市事業部都市計画 課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課

#### (別記様式)

平成 年 月  $\exists$ 

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

> 公述申出人 住所 氏名 年齢 職業 電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る11月9日に開催される熊本都市計画都市計画区 域の整備、開発及び保全の方針並びに熊本市以外の区域区分の 変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申 し出ます。

意見の要旨及び理由 (別紙可)

- 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載 すること。

# 熊本県公告第513号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 (2 工区・3 工区)
  - 上益城郡益城町大字広崎字花立1038番1の一部1617.56平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

熊本市中央区九品寺六丁目6番6-1001号

野口 博光、野口 麗美

熊本市南区流通団地一丁目56番地

株式会社ファーマダイワ

熊本市東区月出一丁目1番40-1002号

中下 尚登

# 登載依頼

# 公立大学法人熊本県立大学公告第1号

地方独立行政法人法第34条第4項の規定に基づき、平成25事業年度に係る財務諸表 を次のとおり公告する。

平成26年10月3日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 五百旗頭 真

# 貸借対照表 (平成26年3月31日)

	(1,74=0,107)	· ,		
 資産の部				(単位∶円
I 固定資産				
1 有形固定資産				
土地		9,088,942,082		
建物	3,827,391,797			
減価償却累計額	△ 1,112,426,620	2,714,965,177		
構築物	33,892,600			
減価償却累計額	△ 13,044,030	20,848,570		
機械装置	15,792,000			
減価償却累計額	△ 6,427,337	9,364,663		
工具器具備品	1,034,575,896			
減価償却累計額	△ 539,621,984	494,953,912		
図書		1,074,843,756		
美術品•収蔵品		29,200,000		
建設仮勘定	_	4,200,000		
有形固定資産合計		13,437,318,160		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		3.528.000		
電話加入権		64,000		
無形固定資産合計	_	3,592,000		
		0,002,000		
3 投資その他の資産				
差入敷金・保証金	_	848,000		
投資その他の資産合計	_	848,000		
固定資産合計			13,441,758,160	
Ⅱ 流動資産				
現金及び預金		704,012,903		
未収学生納付金収入	6,932,050			
徴収不能引当金	△ 2,020,850	4,911,200		
受託研究未収金		13,593,200		
受託事業未収金		20,748,255		
その他未収金		54,071		
たな卸資産		30,014		
前払費用		391,491		
仮払金		257,897		
立替金		110,959		
流動資産合計			744,109,990	
資産合計				14,185,868,1
			_	

(単位:円) 負債の部 I 固定負債 資産見返負債 資産見返運営費交付金等 642,238,805 資産見返補助金等 191,555,436 資産見返寄附金 8,811,147 資産見返物品受贈額 853,526,473 建設仮勘定見返運営費交付金 2,352,000 建設仮勘定見返補助金等 1,848,000 1.700.331.861 長期未払金 278,175,935 固定負債合計 1.978.507.796 Ⅱ 流動負債 寄附金債務 64,282,249 預り金 21,651,598 未払金 333,201,552 未払費用 874,120 未払消費税等 129,100 流動負債合計 420,138,619 負債合計 2.398.646.415 純資産の部 I 資本金 地方公共団体出資金 12,166,185,000 資本金合計 12,166,185,000 Ⅱ 資本剰余金 資本剰余金 308,154,120 損益外減価償却累計額(一) △ 1,059,798,806 損益外減損損失累計額(一) △ 288,000 資本剰余金合計 △ 751,932,686 Ⅲ 利益剰余金 前中期目標期間繰越積立金 148,862,196 教育研究等環境整備目的積立金 105,119,903 当期未処分利益 118,987,322 (うち当期総利益) 118,987,322) 利益剰余金合計 372,969,421 純資産合計 11,787,221,735 負債純資産合計 14,185,868,150

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額

622,697,756 円

(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額

81,644,003 円

# 損益計算書

(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

经常費用			(単位:円
業務費	440.040.007		
教育経費	440,642,387		
研究経費	119,944,986		
教育研究支援経費	163,616,928		
受託研究費	28,781,215		
受託事業費	20,097,376		
役員人件費	58,763,743		
教員人件費	906,406,147		
職員人件費	373,618,809	2,111,871,591	
一般管理費		109,570,819	
財務費用		100,070,010	
支払利息	4,257,325	4,257,325	
	4,237,323		
雑損 - タヴ弗里クラ	_	1,163,076	0.000.000.01
経常費用合計			2,226,862,81
経常収益		858,792,000	
運営費交付金収益		000,/92,000	
授業料収益	4 261 86		
授業料収益	1,131,595,055		
公開講座等収益	2,740,000	1,134,335,055	
入学金収益		135,471,600	
検定料収益		32,902,000	
受託研究等収益		, ,	
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	19,635,993		
その他の団体からの受託研究等収益	9,201,712	28,837,705	
	9,201,712	20,037,703	
受託事業等収益	00 000 700	00 000 700	
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	20,683,739	20,683,739	
補助金等収益		14,773,683	
寄附金収益		16,382,122	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	33,574,916		
資産見返寄附金戻入	2,161,285		
資産見返物品受贈額戻入	23,745,803		
資産見返補助金等戻入	9,185,839	68,667,843	
財務収益		33,337,313	
受取利息	490.614	480,614	
* * * · · · · · · · · · · · · · · · · ·	480,614	400,014	
维益 日本常体的 10-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	10.010.100		
財産貸付料収入	10,810,109		
講習料等収益	355,000		
手数料収入	3,448,650		
売払収入	113,090		
間接経費収入	11,902,264		
その他雑益	6,451,749	33,080,862	
経常収益合計			2,344,407,22
圣常利益			117,544,41
<b>岛時損失</b>			
災害損失	_	26,753,580	26,753,58
塩時利益 損害保険金収入		28,196,490	28,196,49
	_	20,190,490	
<b>当期純利益</b>		_	118,987,32 118,987,32
当期総利益			

# キャッシュ・フロー計算書 (平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:円) 業務活動によるキャッシュ・フロー 原材料、商品又はサービスの購入による支出 △ 585,899,680 人件費支出 △ 1,384,442,859 その他の業務支出 △ 136,057,220 運営費交付金収入 905.905.000 授業料収入 1,159,725,845 入学金収入 135,471,600 検定料収入 32,868,000 受託研究等収入 29,182,611 受託事業等収入 19,087,221 補助金等収入 14,629,529 寄附金収入 25,124,867 預り金の純減少額 △ 3,243,879 預り科研費の純減少額 △ 273.597 その他収入 64,017,352 業務活動によるキャッシュ・フロー 276,094,790 Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産及び無形固定資産取得による支出 △ 162,770,236 小計 △ 162,770,236 利息の受取額 480,614 投資活動によるキャッシュ・フロー △ 162.289.622 Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー リース債務償還による支出 △ 65,007,175 小計 △ 65,007,175 利息の支払額 △ 4,257,325 財務活動によるキャッシュ・フロー △ 69,264,500 Ⅳ 資金増加額 44,540,668 V 資金期首残高 659,472,235 VI 資金期末残高 704,012,903

# 注 記 事 項

(単位:円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金704,012,903資金期末残高704,012,903

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

340,404,120

(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得

10,436,177

# 利益の処分に関する書類 平成25事業年度 (平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:円)

I 当期未処分利益

118,987,322

当期総利益 118,987,322

Ⅱ 利益処分額

地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額

教育研究等環境整備目的積立金 118,987,322 \_\_\_ 118,987,322 \_\_\_ 118,987,322

# 行政サービス実施コスト計算書

(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1)損益計算書上の費用

業務費2,111,871,591一般管理費109,570,819財務費用4,257,325雑損1,163,076

臨時損失 26,753,580 2,253,616,391

(2)(控除)自己収入等

授業料収益 △ 1,131,595,055 公開講座等収益 △ 2,740,000 入学金収益 △ 135,471,600 検定料収益 △ 32,902,000 受託研究等収益 △ 28,837,705 受託事業等収益 △ 20,683,739 寄附金収益 △ 16.382.122 財務収益 △ 480,614 雑益 △ 21,178,598 資産見返運営費交付金等戻入 △ 26,701,553 資産見返寄附金戻入 △ 2,161,285

臨時利益 △ 28,196,490 △ 1,447,330,761

業務費用合計 806,285,630

Ⅱ 損益外減価償却相当額 149,095,434

Ⅲ 引当外賞与増加見積額 5,039,934

Ⅳ 引当外退職給付増加見積額 △ 22,638,123

V 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用

100

地方公共団体出資の機会費用 72,098,051 72,098,151

Ⅵ 行政サービス実施コスト \_\_\_\_\_1,009,881,026

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの6,939,636円が含まれております。
  - 2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの△1,263,058円が含まれております。
  - 3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用 天草市から許可を受け無償使用している大江農村広場について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
  - 4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 新発10年国債の平成26年3月末利回りを参考に0.640%で計算しております。

# 注 記

#### (重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、大規模修繕費については業務達成基準を採用しております。

- 2. 減価償却の会計処理方法
- (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建			物	4	~	47	年
構	驾	£	物	10	~	34	年
機	械	装	置			15	年
エ	具 器	具 備	品	1	~	15	年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。 また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額 から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

# 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法 天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
- (2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 新発10年国債の平成26年3月末利回りを参考に0.640%で計算しております。

#### 8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

# 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

#### 10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

#### (減損会計関係)

該当事項はありません。

# (重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

#### (金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

# (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	704,012,903	704,012,903	_

#### (注)金融商品の時価の算定方法

# 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

		期 首	当 期	当 期	期末	減価償却	累計額	減	損損失累計	额	差引当期末	· 円)
資産	を の種類	残 高	增加額	滅少額	残高		当期償却額		損益内	損益外	残高	摘要
	建物	3,121,171,791	53,807,250	-	3,174,979,041	1,014,877,982	128,877,284	-	-	-	2,160,101,059	
有 形 固定資産 (特定償却 資産)	工具器具備品	107,489,340	29,662,500	-	137,151,840	44,920,824	20,218,150	ı	ı	ı	92,231,016	
2007	合 計	3,228,661,131	83,469,750	-	3,312,130,881	1,059,798,806	149,095,434	1	-	-	2,252,332,075	
	建物	602,432,756	49,980,000	I	652,412,756	97,548,638	26,074,751	I	I	I	554,864,118	
	構築物	29,692,600	4,200,000	ı	33,892,600	13,044,030	2,127,401	I	ı	ı	20,848,570	
有 形 固定資産	機械装置	15,792,000	1	1	15,792,000	6,427,337	1,042,271	I	I	I	9,364,663	
(特定償却 資産以外)	工具器具備品	673,487,511	356,315,295	132,378,750	897,424,056	494,701,160	84,252,321	I	-	I	402,722,896	
	図書	1,077,380,011	19,119,897	21,656,152	1,074,843,756	-	-	-	-	-	1,074,843,756	
	合 計	2,398,784,878	429,615,192	154,034,902	2,674,365,168	611,721,165	113,496,744	-	-	-	2,062,644,003	
	土地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
非償却	美術品・収蔵品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	ı	-	-	29,200,000	
資産	建設仮勘定	-	9,817,500	5,617,500	4,200,000	-	-	-	-	-	4,200,000	
	숨 함	9,118,142,082	9,817,500	5,617,500	9,122,342,082	-	-	-	-	-	9,122,342,082	
	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建物	3,723,604,547	103,787,250	-	3,827,391,797	1,112,426,620	154,952,035	-	-	-	2,714,965,177	
	構築物	29,692,600	4,200,000	=	33,892,600	13,044,030	2,127,401	-	-	-	20,848,570	
	機械装置	15,792,000	-	-	15,792,000	6,427,337	1,042,271	-	-	-	9,364,663	
有 形 固定資産 合 計	工具器具備品	780,976,851	385,977,795	132,378,750	1,034,575,896	539,621,984	104,470,471	-	-	-	494,953,912	
	図書	1,077,380,011	19,119,897	21,656,152	1,074,843,756	-	-	ı	-	-	1,074,843,756	
	美術品-収蔵品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	=	9,817,500	5,617,500	4,200,000	=	=	-	-	-	4,200,000	
	숨 하	14,745,588,091	522,902,442	159,652,402	15,108,838,131	1,671,519,971	262,592,178	-	-	-	13,437,318,160	
	ソフトウェア	8,295,000	=	-	8,295,000	4,767,000	1,176,000	-	-	-	3,528,000	
無 形固定資産	電話加入権	352,000	=	-	352,000	=	=	288,000	-	288,000	64,000	
	숨 計	8,647,000	-	-	8,647,000	4,767,000	1,176,000	288,000	-	288,000	3,592,000	
	差入敷金·保証金	848,000	-	-	848,000	-	-	-	-	-	848,000	
その他の 資 産	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	숨 하	848,000	=	=	848,000	=	=	=	-	=	848,000	

#### (2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		   期末残高	摘 要
	粉目7次向	当期購入	その他	払出	その他	别不没同	11月 女
貯蔵品(切手)	138,534	190,150	-	298,670	-	30,014	
合 計	138,534	190,150	-	298,670	-	30,014	

#### (3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区分	種別	所 在 地	面積	構造	機会費用 の金額	摘要
土地	土地	天草市天草町大江1003番地	8.26 m <sup>2</sup>		100	機器設置
合	計		8.26 m²		100	

#### (4) 有価証券の明細

(4)-1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

- (7) 引当金の明細
- (7)-1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

(7)-2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高		貸	摘 要			
区 分	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	摘 安
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	10,162,450	△ 3,230,400	6,932,050	2,020,850	_	2,020,850	注)
슴 計	10,162,450	△ 3,230,400	6,932,050	2,020,850	-	2,020,850	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

#### (9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

# (10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	1	-	12,166,185,000	
貝平亚	計	12,166,185,000	1		12,166,185,000	
	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	1	ı	29,552,000	
	教育研究等環境整備目的積立金	163,536,131	1	-	163,536,131	
	前中期目標期間繰越積立金	23,940,000	83,469,750	-	107,409,750	注)
資 本 剰余金	損益外固定資産除売却差額	7,656,239	-	1	7,656,239	
VI-1714.332	計	224,684,370	83,469,750	_	308,154,120	
	損益外減価償却累計額	△ 910,703,372	△ 149,095,434	-	△ 1,059,798,806	
	損益外減損損失累計額	△ 288,000		-	△ 288,000	
	差引計	△ 686,307,002	△ 65,625,684	-	△ 751,932,686	_

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

#### (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

#### (11)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	1	105,119,903	1	105,119,903	注1)
前中期目標期間繰越積立金	232,331,946	1	83,469,750	148,862,196	注2)
슴 計	232,331,946	105,119,903	83,469,750	253,982,099	

注1) 当期増加額は、未処分利益からの振替によるものであります。

注2) 当期減少額は、資産の取得によるものであります。

#### (11)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

	区 分		摘要
		7,087,500	リアルタイムPCR装置購入
		19,356,750	文学部棟外壁改修工事
<b>この</b> 曲	前中期目標期間繰越積立金	6,825,000	低空ゾンデシステム購入
その他		34,450,500	環境共生学部西棟トイレ改修工事
		15,750,000	<b>栄養塩自動分析装置</b>
	計	83,469,750	

#### (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

# (12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度		交付金		当期 ‡	振 替額		
	期首残高	·	運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	期末残高
平成25年度	-	905,905,000	858,792,000	47,113,000	_	905,905,000	_
合 計	-	905,905,000	858,792,000	47,113,000	-	905,905,000	1

#### (12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	25年度交付分	合 計
費用進行基準	73,334,016	73,334,016
期間進行基準	785,457,984	785,457,984
合 計	858,792,000	858,792,000

#### (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

#### (13)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

#### (13)-2 補助金等の明細

(単位:円)

		当期振替額					4 12 . 1 17
区 分	当期交付額	建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	摘要
大学改革推進等補助金	16,561,459	_	267,358	_	_	14,773,683	注)
独立型再生可能エネルキー発電システム等対策費(新エネ協)	1,848,000	1,848,000	-	_	-	-	
合 計	18,409,459	1,848,000	267,358	-	-	14,773,683	

注)執行未済額 1,520,418円は文部科学省へ返還予定

#### (14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

	Л	報酬又は給	<del></del> 与	退職給付	†
区	分 	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
	常勤	52,493,423	4	-	1
役員	非常勤	330,000	4	_	ı
	計	52,823,423	8	-	ı
	常勤	910,858,311	124	49,859,574	2
教職員	非常勤	167,821,684	201	-	ı
	計	1,078,679,995	325	49,859,574	2
	常勤	963,351,734	128	49,859,574	2
合 計	非常勤	168,151,684	205	-	_
	計	1,131,503,418	333	49,859,574	2

- 注)1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。
- 注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常 勤職員就業規則に基づき支給しております。
- 注)3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。
- 注)4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
- 注)5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。
- 注)6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

#### (15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

		(単位:円
業務費		
教育経費	00 005 507	
消耗品費	60,385,597	
備品費	5,418,561	
印刷製本費	16,662,092	
水道光熱費	53,162,346	
旅費交通費	17,580,082	
通信運搬費	7,632,857	
賃借料	9,883,584	
車両燃料費	62,388	
保守費	57,918,380	
修繕費	43,790,065	
行事費	1,057,675	
諸会費	1,352,018	
報酬・委託・手数料	41,954,799	
助成金	1,340,000	
奨学費	29,647,600	
減価償却費	92,794,343	440,642,38
研究経費		
消耗品費	27,829,092	
備品費	6,439,528	
印刷製本費	1,750,007	
水道光熱費	17,713,890	
旅費交通費	17,366,369	
通信運搬費	1,229,331	
賃借料	413,014	
保守費	14,471,814	
修繕費	12,672,726	
損害保険料	46,870	
諸会費	3,111,131	
報酬・委託・手数料	5,398,547	
減価償却費	11,502,667	119,944,98
教育研究支援経費		
消耗品費	38,775,441	
備品費	1,122,460	
印刷製本費	2,348,117	
水道光熱費	12,177,253	
旅費交通費	3,466,480	
派員文超員 通信運搬費		
理信連搬貨 賃借料	2,883,055 70,261,969	
保守費	70,361,868	
	18,981,843	
修繕費	7,221,997	
広告宣伝費	165,900	
行事費	10,500	
諸会費	747,500	
報酬·委託·手数料	2,034,529	400 545 55
減価償却費	3,319,985	163,616,928
受託研究費		
消耗品費	8,426,903	
備品費	1,465,220	
印刷製本費	398,010	
水道光熱費	2,236,968	
旅費交通費	2,936,059	
通信運搬費	300,340	
賃借料	3,345,344	
報酬•委託•手数料	3,800,817	

教員人件費		1,859,390	
職員人件費		4,012,164	28,781,21
受託事業費			
消耗品費		2,795,454	
印刷製本費		55,125	
水道光熱費		1,670,000	
旅費交通費		746,957	
通信運搬費		353,071	
<b>賃借料</b>		371,930	
諸会費		14,000	
報酬・委託・手数料		1,967,955	
職員人件費		12,122,884	20,097,37
役員人件費			
役員報酬		38,625,000	
賞与		13,999,823	
法定福利費		5,940,320	
通勤手当		198,600	58,763,74
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	503,796,070		
賞与	183,427,791		
退職給付費用	49,859,574		
法定福利費	104,911,838		
通勤手当	3,244,160	845,239,433	
非常勤教員給与			
給料	60,564,534		
法定福利費	602,180	61,166,714	906,406,14
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	165,819,502		
賞与	52,533,678		
法定福利費	30,604,205		
通勤手当	2,037,110	250,994,495	
非常勤職員給与			
給料	107,257,150		
法定福利費	15,367,164	122,624,314	373,618,80
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		7,443,618	
備品費		172,200	
印刷製本費		3,231,740	
水道光熱費		15,854,512	
旅費交通費		7,079,565	
通信運搬費		2,744,873	
賃借料 表示機似書		5,521,300	
車両燃料費		34,195	
福利厚生費		1,039,962	
保守費		19,795,447	
修繕費		4,807,398	
損害保険料		3,911,200	
広告宣伝費		2,799,169	
諸会費		2,073,450	
報酬・委託・手数料		21,425,561	
銀行手数料		2,395,380	
租税公課		2,092,500	
減価償却費		7,055,749	
交際費		93,000	109,570,81

#### (17) 寄附金の明細

<u> (単位:円)</u>

	区	分		当期受入額	件数(件)	摘要
使 途	特定	寄	附金	25,124,867	14	注1)
現	物	寄	附	10,436,177	565	注2)
	合	計		35,561,044	579	

注1)熊本県立大学未来基金の件数については、1件で計上しております。

注2) 現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品)で計上しております。

#### (18) 受託研究の明細

(単位:円)

	区	分		期首残高	当 期 受 入 額	受託研究等収益	期末残高
受	託	研	究	-	24,262,705	24,262,705	_
	合	計		=	24,262,705	24,262,705	=

#### (19) 共同研究の明細

(単位:円)

	区	分		期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
共	同	研	究	ı	4,575,000	4,575,000	_
	<u></u> 合	計		-	4,575,000	4,575,000	-

# (20) 受託事業等の明細

(単位:円)

	区	分		期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
受	託	事	業	-	20,683,739	20,683,739	_
	<u></u> 合	計		_	20,683,739	20,683,739	-

# (21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種目	当期受入額	 件 数 (件)	摘 要
作里 口		一	狗女
基盤研究(A)	( 0) -	-	
基盤研究(B)	( 11,300,000) 3,390,000	11	
基盤研究(C)	( 17,820,289)	29	・直接経費のうち、転入研究者のH24科研費持ち越し分 150,289円(2件)を含む。 ・間接経費のうち、転入研究者のH24科研費持ち越し
	5,332,264		分 31,264円(1件)を含む
   萌 芽 研 究	( 5,500,000)	6	
25 23 21 20	1,650,000		
   若 手 研 究 B	( 5,100,000)	6	
1 7 70 2	1,530,000		
特別研究員奨励費	( 900,000) -	1	
合 計	( 40,620,289)	53	
	11,902,264		

- 注1)受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数( )書きとしております。
- 注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

#### (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

#### ① 現金及び預金の明細

(単位:円)

	区	分		金	額	摘	要
現			金		108,600		
預			金	70:	3,904,303		
	合	計		704	4,012,903		

#### ② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

		区		5.	<b>ે</b>	金 額
					固定資産	60,767,104
					人 件 費	63,942,037
未		払		金	リース債務	93,047,096
					その他	115,445,315
					小 計	333,201,552
長	期	未	払	金	リース債務	278,175,935
		合		言	+	611,377,487

#### ③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
建物に係る分	333,761,673	49,980,000	17,585,165	366,156,508
構築物に係る分	9,794,717	4,200,000	1,403,723	12.590.994
機械及び装置に係る分	10,406,934	-	1,042,271	9,364,663
工具器具備品に係る分	26,670,367	9,146,025	11,275,045	24,541,347
ソフトウェアに係る分	4,704,000		1,176,000	3,528,000
図書に係る分	209,271,840	17,534,165	1,092,712	225,713,293
差入敷金に係る分	344,000	_	_	344,000
合 計	594,953,531	80,860,190	33,574,916	642,238,805

# ④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
建物に係る分	197,197,196	_	8,489,586	188,707,610
工具器具備品に係る分	1,776,721	1	696,253	1,080,468
図書に係る分	1,500,000	267,358	1	1,767,358
合 計	200,473,917	267,358	9,185,839	191,555,436

#### ⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
構築物に係る分	8,981,254	-	723,678	8,257,576
工具器具備品に係る分	5,453,025	ı	2,458,753	2,994,272
図書に係る分	862,633,997	-	20,563,372	842,070,625
差入敷金に係る分	204,000	ı	ı	204,000
合 計	877,272,276	I	23,745,803	853,526,473

# ⑥ 資産見返寄附金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当 期 増 加	当期減少	期末残高
工具器具備品に係る分	2,049,630	6,765,150	2,161,217	6,653,563
図書に係る分	1,452,520	705,132	68	2,157,584
合 計	3,502,150	7,470,282	2,161,285	8,811,147

# 熊本県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第

8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、 次のとおりである。

平成26年10月3日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

29,542 その総数の50分の1

その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得 た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,637

# 熊本県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分 の1の数は、次のとおりである。

7

平成26年10月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

選挙区名 熊本市中央区選挙区 47,646 熊本市東区選挙区 50, 224 25, 熊本市西区選举区 5 2 2 熊本市南区選挙区 8 6 0 熊本市北区選挙区 30, 7 5 39, 八代市·八代郡選挙区 4 5 8 9, 人吉市選挙区 4 3 1 15, 荒尾市選挙区 0 3 2 水俣市選挙区 7, 3 7 8 玉名市選挙区 1 8 7 3 6 26, 天草市・天草郡選挙区 5 9 2 15, 山鹿市選挙区 2 8 6 菊池市選挙区 13, 宇土市選挙区 10, 2 0 5 上天草市選挙区 8, 4 1 9 16, 宇城市選挙区 8 3 8 7, 阿蘇市選举区 7 4 5 15, 合志市選挙区 0 5 2 9, 下益城郡選挙区 0 0 7 12, 玉名郡選举区 1 2 9 8, 鹿本郡選挙区 2 5 7

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

18,

1 1,

15,

平成26年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催 する。

7 6 0

0 5 5

8 1 0

9 9 6

24,405 6,

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年10月3日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

開催日時 1

菊池郡選挙区

阿蘇郡選挙区

葦北郡選举区

球磨郡選挙区

上益城郡選挙区

- 平成26年10月9日(木)午後3時から午後5時まで
- 開催場所

県北広域本部総合庁舎別館2階 大会議室

- 議題
  - (1)救急告示病院の更新について
  - (2)地域災害医療提供体制について
  - (3) その他
- 傍聴者の定員
  - 10人
- 傍聴手続
  - (1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 間い合わせ先

菊池市隈府 1 2 7 2 - 1 0 菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局 (熊本県菊池保健所総務企画課内) (電話 0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 5 6)